

告 示

埼玉県告示第九百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年十二月三十日

埼玉県知事 大野元裕

高病原性鳥イ ンフルエンザ 鶏	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発生年月日	処置
疑似患畜						
万羽 約二十四						
嵐山町						
十二月三十日	令和七年					
殺処分						